

会 議 録
 (2023 年度 愛知県入札監視委員会第 1 回定例会議)

【入札契約手続の運用状況等の報告】

2022 年度第 4 四半期における発注工事について政策企画局、防災安全局、県民文化局、環境局、福祉局、保健医療局、企業庁、農林基盤局、建設局、教育委員会、スポーツ局及び警察本部から発注工事総括表及び一覧表等により報告があった。(資料 1)

・主な質疑

質問・意見	回答 (要旨)
<p>(建設部門 3 局の入札不調・不落について)</p> <p>・不調が多かったということだが、それぞれどういった理由で不調になってしまったのか。また不調にならないように何か対策したうえで、不調が多くなってしまったのか。</p> <p>・今回不調になっているものは、発注時期をずらす等の対策はできなかったのか。</p>	<p>・全体的には技術者不足が主な要因であると思われるが、建築工事については公共工事より民間工事の方が発注件数も多く、公共工事より有利な条件の民間工事に業者が集中してしまったため、不調が多くなったのではないかと推測される。</p> <p>不調にならない対策としては、資材の高騰等を考慮して設計しているが、なかなか思うように業者の参加がないというのが現状である。</p> <p>・第 4 四半期であるため、年度内に契約しなければならぬ等の事情があり、発注時期をずらすという対策はできなかった。</p>
<p>(企業庁の一般競争入札について)</p> <p>・豊橋南部浄水場 5 号導水ポンプ電気計装設備工事について、参加者が 1 者で、落札率が高いが要因は何か。</p> <p>・フレキシブルな工期設定で発注時期を変えることはできなかったか。</p>	<p>・参加者が少なくなったのは下半期の発注で配置技術者の確保が困難であったからであると思われる。落札率が高くなったのは、積算にあたり、見積りの占める割合が高いことと、資材価格高騰により、高い価格を積算したからと思われる。</p> <p>・債務負担行為を活用して発注時期を工夫しているが、本案件は時期を変えることができなかった。</p>
<p>(農林基盤局の指名競争入札について)</p> <p>・令和 4 年度西尾地区干潟・浅場造成工事の辞退者が 15 者中 11 者が多い理由は何か。</p> <p>・年度末の入札となっているが、時期をずらすなどの対応はできなかったのか。</p>	<p>・辞退の理由については、9 者が技術者等の「人員不足」、2 者が「自社都合」であった。</p> <p>・当該工事は、国の補助を受けて実施するもので、国の交付決定時期から年度末となった。</p>

<p>・低入札価格調査の内容はどのようなであったか。調査の結果、どのように判断したか。</p> <p>(建設局の一般競争入札について)</p> <p>・「道路改良事業一般国道 473 号槻トンネル (仮称) 及び神田トンネル (仮称) 建設工事 (環境整備)」について、9 者の応札があったということだが、落札者以外の業者はどのような入札状況だったか。</p> <p>・総合評価落札方式における価格の評価点はどのように評価されたか。</p> <p>・低入札価格調査の結果はどのようなだったか。</p> <p>・5 者の評価値が同率になったということだが、評価項目ごとに差はついてたか。</p> <p>(建設局の随意契約について)</p> <p>・「道路災害防止工事の内災害応急工事 (4-1)」について、災害応急工事とあるが、どのような緊急性があったのか。</p> <p>(建設部門 3 局の入札不調・不落について)</p> <p>・一般競争入札で参加を表明した業者が全て辞退をしているが、その理由は何か。</p>	<p>・入札価格が調査基準価格を下回ったため、低入札価格調査を行った。 一般管理費が設計額の 68%程度となっており、乖離が大きい状況であった。 当該業者に対しヒアリング等調査を行った結果、工事費等、諸経費は適切に計上されていること、また、過去にも干潟・浅場の工事を受注しており、その際にも良好な工事成績で施工していたことが確認できたため、契約内容に適合した履行が可能であると判断した。</p> <p>・入札を執行したところ、基準相当額を下回った業者が 8 者あった。そのうち評価値が同率 1 位の業者が 5 者あり、くじの結果落札候補者となった業者に低入札価格調査を実施した。</p> <p>・総合評価落札方式の標準点は 100 点、加算点合計は最大 29 点となっている。加算点が 28 点であった 5 者全てが基準相当額を下回り、5 者全てを据置価格により同額で評価値を算出したことから、評価値が同率になった。</p> <p>・低入札価格調査により、積算の根拠や施工中の工事、過去の施工実績、労務者の供給見通しなどを総合的に確認したうえで落札決定をした。</p> <p>・評価項目ごとの差はほとんどなかった。</p> <p>・県道法面の崩落が発生したため、応急対策が必要であった。</p> <p>・参加申込後、業者により積算した結果、予算超過が判明したことや、ほかの工事との兼ね合いで技術者の配置が困難になったこと等が要因ではないかと推測される。</p>
---	--

【検討事案抽出の報告・確認】

抽出担当委員から、1 月から 3 月までの発注工事について、12 局庁等の発注工事の中から、政策企画局、建築局、教育委員会の事案について抽出した旨、報告された。(資料 2)

【抽出事案に関する説明及び検討】

○ジブリパーク演示工事（その4）【政策企画局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・外観の工事も含めて全て今回の工事と同じ業者が行っているのか。 ・今回の工事は「その4」となっているが「その1」から「その4」まで全て同じ業者が行っているのか。 ・演示工事について、この業者に最初からこだわる理由は何か。 ・随意契約ということだが、金額が不当に高くなるように考えられたか。 ・ジブリパークの入館者数や売り上げは順調か。 ・契約書に「特に定めた契約条件」とあるが何か。 ・他者の入る余地はなかったのか。 ・建物工事も1者が施工しているのか。 ・事業費は当初想定したとおりか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物や外構工事は別の業者が行っている。建物の中の空間を演出する工事を同じ業者が行っている。 ・そのとおりである。 ・演示工事は、スタジオジブリの作品や意向を踏まえながらジブリの世界観を具現化する必要がある。これには特殊な技能が必要だと考えており、過去の実績からもスタジオジブリの作品を具現化した業者は他にいないことから選定している。 ・価格の適正についてはコストマネジメント業務を別途発注し、業者に積算チェックをしてもらっている。その中で、価格の妥当性について検証し、発注金額を決めている。 ・県で管理していないため、具体的な数字は不明だが、順調に推移していると思う。 ・支払い条件を定めたものである。 ・工事期間や事業費が限られており、その中でジブリの世界感を忠実に表現できる能力を持っている業者が他にいなかった。 ・建物工事は、ECI方式を採用して業者を決定しているため、1者が施工している。 ・想定範囲内である。

<p>・「愛知県情報公開条例第 26 条により実施設計書（金入り）を情報提供しないこととしてよろしいか。」とはどのような意味か。</p>	<p>・金入り設計書を WEB 上に掲載することで情報公開請求事務の省力化を図っており、この場合は、予算執行書を作成する際に、システムで「愛知県情報公開条例第 26 条により実施設計書（金入り）を情報提供する」という文章を選択している。</p> <p>一方で、WEB 上に金入り設計書を公表していない場合は、情報提供「しない」を選択している。</p> <p>システムの仕様で、「しない」を選択しても、前段の「愛知県情報公開条例第 26 条により実施設計書（金入り）を」の部分が変更されないことから、愛知県情報公開条例第 26 条の趣旨と齟齬があるように記載されていた。</p> <p>今後は、適正な表記をするように努める。</p>
--	---

○東三河総合庁舎改修建築工事【建築局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>・ 1 回目の一般競争入札で不調になったことについて、既存の施設における工事は、作業に制約を受けることがあり、効率も悪くなるとのことだが、その点を事前に検討していれば、不調にはならなかったのではいか。</p>	<p>・ 工事対象である東三河総合庁舎は新型コロナウイルスのワクチン接種会場になっており、技術者が最も不足する第 3 四半期に発注せざるを得なかった。</p> <p>不調になった原因としては技術者不足が最も大きな原因であるが、既存の施設を使用しながらの工事であり、業者としてもどの程度の手間がかかるか見通すことが難しかったのではないかと推測される。</p>
<p>・ 2 回目の発注は指名競争入札とし、地域要件を拡大する等の対応をしたとのことだが、予定価格が 1 回目より上がったのはなぜか。</p>	<p>・ 1 回目の不調を受けて業者にヒアリングをしたところ、予算超過により不参加とした者もあった。資材価格の高騰が急速に進んでいることで単価の見直しをしたところ予定価格が上がった。</p>
<p>・ 130 者の指名業者の内、129 者が不参加または辞退となった原因は何か。</p>	<p>・ 業者へのヒアリングの結果としては、技術者不足が大きな原因であると思われる。</p>
<p>・ 発注時期を早めることが難しいのなら、遅らせることはできなかったのか。</p>	<p>・ 改修後の庁舎利用について決定していたため、これ以上発注時期を遅らせることはできなかった。</p>
<p>・ 請負率が高くなった原因は何か。</p>	<p>・ 施設を使用しながらの工事であり、施設管理者との協議をするなかで、想定外の経費が発生することが考えられ、それを見越して入札してきたためと推測される。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・1回目の一般競争入札で、技術者不足を事前に認識しており、参加者が少ないことを予測できたのであれば、見込み業者数99者というのは少なかつたのではないか。不調になつても致し方無いという考えであつたのか。 ・会社都合での辞退理由とは、具体的にはどういつたものか。 ・選定調書と入札執行調書、開札結果と資料によつて業者の順番が違つているのは何か理由があるのか。 ・129者も不参加または辞退の業者があつたが、不参加または辞退をすることでペナルティはないのか。 ・不参加または辞退の業者を減らすために何か対策をしているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールに基づいて参加要件を設定した結果、99者という見込み業者数となつた。不調になることを見越して発注したわけではない。 ・ヒアリングをした結果としては、技術者不足や予算超過といった理由を述べる業者が多かつた。 ・選定調書は格付数値の点数が高い順、入札執行調書は入札金額の低い順に並んでおり辞退や無効の業者は業者ごとに割り振られた番号の若い順になつている。開札結果は別のシステムで作成したものであるため、選定調書、入札執行調書とは異なる順番で並んでいる。 ・ない。 ・なるべく業者が参加しやすいような発注方法、発注時期等の検討をしていきたいと考えている。
---	--

○明和高等学校校舎等建築工事【教育委員会】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・今回入札参加者数が2者であつたということであるが、入札参加者数はどれくらいの数を想定していたか。 ・この学校は夜間定時制があるか。生徒が居ながらの工事となるか。 ・工事期間が非常に長いがどういつた理由か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・数は特に想定はしていなかつた。 ・そのとおりである。 ・工事内容が仮設校舎設置、既存校舎取壊し、新校舎の建設、さらには音楽棟・音楽ホールの建設と多岐にわたり、また生徒が敷地内に居ながらの工事になること、移転作業があることなどにより長期間の契約となつている。また、設計施工一括発注方式のため設計期間も含まれている。

<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式を採用しているが、これは通常、入札価格で評価するところ、入札価格と性能評価の 2 点で総合的に判断するというものか。 ・総合評価落札方式の評定方法については誰が決めているのか。 ・仕組みとしては総合評価審査委員会という組織が評価を決めるという形になるのか。 ・工事内容によって、採点基準、割合も変わるということか。 ・今回の落札者の評価採点はどのようなになっているか。 ・2 者競争ではあるが、競争性のある入札が実施されたということか。 ・共同企業体は愛知県の入札参加者名簿に登録されているのか。 ・この工事は分割して発注できるものではないのか。 ・設計施工一括発注というのは県立高校の建て替え等でこれまで使われていたのか。 ・総合評価落札方式について、なぜ今回この方式を採用したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりである。 学校としての学習環境確保やメンテナンス、音楽ホールに関する音響効果など、単に価格だけでなく性能も重視するということから総合評価落札方式を採用した。 ・事務局から総合評価審査委員会に諮問して決めたものである。 ・事務局が委嘱した 3 名の委員からなる総合評価審査委員会において評価していただいた。 ・そのとおりである。 ・参考資料に記載のとおりである。 ・そのとおりである。 ・共同企業体自体が登録されているというわけではなく、構成されている個々の企業が登録されている。なお、登録されていることに加え、工事施工業務と工事監理業務を別の構成員とした特定建設工事共同企業体であることを条件としている。 ・仮設校舎設置、既存校舎取壊し、新校舎や音楽棟の建設などを一連の流れで早期に完了する必要があることから、工事を円滑に進めるには分割しての発注では難しいと考える。 ・今回初めて設計施工一括発注方式により実施した。工事内容が多いこと、また生徒が校内に居ながらの工事であるため対応すべき内容や制約が多いことから、設計と施工を一括で発注することにより、スケジュールの短縮が見込めるこの方式を採用した。 ・総合評価落札方式については、価格面だけでなく、性能をしっかりと見定める必要があることからこの方式を採用した。
---	--

<p>・今後の県立高校の建て替えについては、おおむね総合評価で行うということか。</p> <p>・設計と施工を分けた方が安くなるのか、一緒にする方が安くなるのか。</p> <p>・総合評価審査委員会の各委員の肩書きは。</p>	<p>・県立学校施設長寿命化計画の第 1 期の計画期間において、建て替えの対象となっているのは、今回契約した明和高校と春日井高校のみとなっており、今後新しい建て替えの検討を行うのは、第 2 期の計画期間となる令和 12 年度以降になるため、その際改めて適切な方法を検討し対応することになると考える。</p> <p>・まとめた場合と分けた場合とで金額が比較できるものはない。まとめた方が高い場合もあると思うが、学校への影響を考えて一括で発注を行うこととした。</p> <p>生徒が居ながらの工事という状況であるため、金額よりも学校教育の機能を維持するために工期の短縮に重きを置いた。</p> <p>・大学教授、大学准教授、高等学校長である。</p>
---	---

【検討結果のまとめ】

委員会として今回検討した各事案について、特に意見として申し上げることはない。競争性の向上を目指して、1 者応札がないよう今後とも努めることを要望する。

【その他】

- (1) 次回の定例会議における検討事案の抽出の委任について
- (2) 次回の定例会議の日程について